

令和1年 7月11日

苫小牧分会会員各位様

林業・木材製造業労働災害防止協会
苫小牧分会 分会事務局 名和 隆

木材加工用機械作業主任者技能講習のご案内

日頃から、林材業の労働災害防止に、ご尽力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

さて、旭川分会より上記表題の講習案内が参りましたので送付致します。

受講される場合は、直接北海道支部にご連絡願います。

「苫小牧労働基準協会」のホームページにも記載します。

開催日時：令和元年8月27日(火)～8月28日(水) 2日間

開催場所：8月27日(火) 旭川市民文化会館 (旭川市7条9丁目)

8月28日(水) ときわ市民ホール (旭川市5条4丁目)

申込先：林業・木材製造業労働災害防止協会 旭川分会

TEL：0166-22-8621

FAX：0166-22-8687

以上

事業者各位

北海道労働局長登録教習機関

林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部

受付機関

林業・木材製造業労働災害防止協会旭川分会

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について

労働安全衛生法第14条の規定により、下記要件に該当する事業場は、木材加工用機械作業主任者を選任し、労働安全衛生規則第130条に定める作業指揮等の職務を行なわせなければならないこととされております。

つきましては、下記により講習を開催いたしますので、未選任又は交代要員を置いていない事業場は、この機会に受講下さいませようご案内申し上げます。

なお、下記要件を満たす建設業、家具・建具製造業等も対象になります。

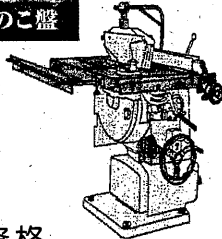
①木材加工用機械を5台以上有する事業場

丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面とり盤、ルーター（携帯用のものを除く）

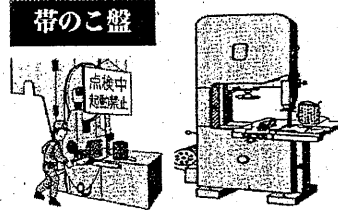
②上記で自動送材車式帯のこ盤が含まれる時は3台以上を有する事業場

※手押しかな盤、自動かな盤、昇降盤を1つの基台に組み込んだ
万能木工機械については、機能1つにつき1台として数える。

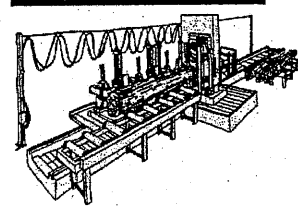
丸のこ盤



帯のこ盤



自動送材車付帯のこ盤



1. 受講資格

木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者

2. 受講区分・講習科目

受講区分		受講科目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	作業の方法に関する知識	関係法令	講習時間 合計
区分A	全科目受講 (区分B、区分Cに該当しない者)		6時間	2時間	5時間	2時間	15時間
区分B	①技能検定 1級・2級 合格者 ②職業訓練 指導員免 許を受けた者 ③普通職業 訓練を修 了した者	⑦木型製作 ⑧建築大工 ⑨機械木工 (実技試験で、木工機械整備作業を選択した者) ⑩家具製作 (実技試験で、家具手加工作業を選択した者) ⑪建具製作 (実技試験で、木製建具手加工作業を選択した者) 製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、 木型科、合板科 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一に掲げる職種 製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、 製材科 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四に掲げる訓練	免除	免除	免除	2時間	2時間
区分C	製材安全士の講習を修了した者 (林業労働災害防止協会が実施した講習)		免除	2時間	5時間	2時間	9時間

3. 開催日時

令和元年8月27日（火）・28日（水） 9:00～19:00

※区分Bの方は、2日目の15:40～

4. 会場

8/27：旭川市民文化会館 2F 第2会議室（旭川市7条9丁目）

8/28：ときわ市民ホール 4F 多目的ホール（旭川市5条4丁目）

5. 講習料

区分A 16,200円 消費税含（受講料14,040円＋テキスト代2,160円）

区分B 8,640円 消費税含（受講料6,480円＋テキスト代2,160円）

区分C 11,880円 消費税含（受講料9,720円＋テキスト代2,160円）

※希望する方に、テキストを事前に配布しますので、送料650円
を講習料に加えてお支払い願います。

6. 締め切り

8月9日または、定員40名

7. 申込み方法

受講申込書様式1(1)に、写真2枚、講習料、送料（テキスト事前送付希望者のみ）を添えて、林材業労災防止協会旭川分会へ持参又は、現金書留でお申し込み下さい。（振込み希望の場合はご連絡下さい）

※写真→①3.0cm×2.5cm、最近6カ月以内に写したもの

②背景無地、上半身無帽、デジタル写真でも可（フオ専用紙）

8. 区分B・区分Cの方の添付書類（科目免除者）

別紙「受講免除申請書」様式1(2)と、それぞれの資格を証明する合格証書、免許証、修了証等のコピーを申込書に添付して下さい。

◆資格証の原本確認のお願い◆

- ・申込書を旭川分会へ持参される場合
合格証書等の原本を窓口でご提示下さい。
- ・申込書を郵送される場合
受講当日、合格証書等の原本をご持参下さい。

9. 修了試験・修了証の交付

2日間の講習終了後、修了試験を行ない、合格者に「木材加工用機械作業主任者技能講習修了証」を後日送付します。

10. 注意事項

- (1) 受講当日、本人確認の為、運転免許証や保険証等の 公的機関発行の身分証明書をご提示願います。
- (2) 受講を取り消される場合、講習の前営業日までに申し出があった者は、受講料を返金いたします。（当日欠席は返金できません）
- (3) 会場には、受講者のための駐車場がありませんので、ご了承下さい。
- (4) 受講者数が20名に達しない場合、講習を中止する場合がありますので、予めご了承下さい。（中止の際はご連絡いたします）

林材業労災防止協会旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

(ふりがな) 氏 名			※ 受付番号 ※ 受講料 ※ 教材費	円 円
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			
現 住 所	〒 TEL			
木材加工用機械 作業経験年数	自 年 月から 年 ヶ月 至 年 月まで			
講習の一部免除 を希望する資格 該当の欄に✓を記入	区分B	☐ 1級技能検定合格 (昭・平 年 月 日交付) ☐ 2級技能検定合格 (昭・平 年 月 日交付) ☐ 職業訓練指導員免許 (昭・平 年 月 日交付) ☐ 普通職業訓練修了 (昭・平 年 月 日交付)		
	区分C	☐ 製材安全士修了 (昭・平 年 月 日交付)		
事業主の証明	上記の経験年数等に相違ないことを証明します。 (住所) 〒 (TEL) (FAX) (事業場名・代表者) 印			

年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部長 様

受講者 ㊟

【注】技能講習の一部の免除を受けようとする者(区分Bと区分C)は、様式1(2)「受講免除申請書」と、その資格を有することを証する合格証書・免許証・修了証等のコピーを添付して下さい。

また、講習受付時、又は講習当日に、その資格を有することを証する合格証書等の原本を受付に提示して下さい。

※原本確認済み確認者 林業労働災害防止協会旭川分会担当者 印

木材加工用機械作業主任者技能講習受講免除申請書

留意事項

講 習 区 分	受講の選択	
	区分 (B)	区分 (C)
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	免除・受講	免除・受講
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に係る知識		(受講必須)
作業の方法に関する知識		(受講必須)
関係法令	(受講必須)	(受講必須)

- 1 受講の選択欄の「免除・受講」は、希望する方に○をつけること。
- 2 受講の選択の区分 (B) 及び区分 (C) は、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部の木材加工用機械作業主任者技能講習業務規程の別表 1 の 2 講習科目の受講の一部免除及び 3 講習科目の免除条件別講習時間に係る区分です。
- 3 修了試験科目の得点が各科目の配点の 40% 以上であって、かつ、修了試験科目の合計得点が 60% 以上の場合は合格になります。
このため、区分 (B) の修了試験科目が「関係法令」のみの場合は、配点の 60% 以上得点した場合、合格となります。
- 4 一旦届出た内容を変更する場合は、講習開始日の一週間前までに書面で申し出る必要があります。

年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部長 様

受講者 _____ 印